

総説

この年報の扱う期間は、平成 17 年度（2005 年 4 月～2006 年 3 月）である。

1 研究推進の方向

（１）社会経済情勢の変化

我が国の経済社会は大きな転換点に置かれており、食料・農林水産業・農山漁村をめぐる状況も大きく変化している。

長期的には、国民所得の増大に伴い、食生活の高度化・多様化が進展する中で、国内の食料生産がそのニーズに対応しきれず、食料自給率が一貫して低下し、世界最大の食料の純輸入国となっている。しかしながら、引き続き人口増加と中国をはじめとするアジア諸国の経済発展による食料需要の増大、地球温暖化の進行等、世界の食料需給は不安定要因が顕在化してきている。このような状況の下で、自国の資源を有効に活用して国民への食料の安定供給を確保する観点から、安定的かつ効率的な食料供給システムの構築が課題となっている。

また、農林水産業・農山漁村は、国民に対する食料の供給の役割に加えて、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を十分に発揮することが求められている。しかしながら農山漁村においては、農山漁業者の高齢化と減少による生産構造の脆弱化等、危機的な状況が進行している。特に中山間地域では、過疎化及び高齢化の進行による地域社会の活力の低下、耕作放棄地の増加など地域資源・環境の維持の困難化等の問題が生じている。

一方、我が国をめぐる国際情勢に目を転ずれば、多角的な世界の貿易の枠組みである WTO（世界貿易機関）体制の一層の強化・推進のための WTO の交渉が進められている一方で、EU の東方拡大や NAFTA に象徴されるように、少数国間での関税撤廃、人と資本の自由な移動等による貿易拡大、経済連携強化のための FTA（自由貿易協定）の締結も活発化している。こうした経済におけるグローバル化と地域ブロック化が同時に進行している。

以上のような状況を踏まえ、政府は、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 17 年 3 月、今後 10 年間を見通した新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定した。この計画において、19 年産から品目横断的経営安定対策を導入することとされており、これを受けて 17 年 10 月、担い手への施策の集中、米の生産調整支援対策の見直し、環境の保全向上を図るための対策の創設などを内容とする「経営所得安定対策大綱」が決定された。

（２）研究基本計画

社会経済情勢の変化の中で、平成 11 年 7 月に食料・農業・農村基本法が、また、平成 13 年 6 月には森林・林業基本法及び水産基本法が制定され、農林水産政策に係る基本理念が掲げられ、政策展開の基本方向が明らかにされた。

すなわち、農林水産政策の体系は、

農政分野では、食料・農業・農村基本法により、その政策対象を「農業」から「食料・農

業・農村」に拡大し、「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的発展」、「農村の振興」の 4 つの基本理念の下に、

林政分野では、森林・林業基本法によりその政策対象を木材の生産を主体としたものから森林の有する多面的機能の持続的発展を図るための政策へと転換し、「森林の有する多面的機能の持続的発揮」、「林業の持続的かつ健全な発展と林産物の供給・利用の確保」の 2 つの基本理念の下に、

水産政策分野では、水産基本法により、その政策対象を「漁業」から水産加工業・水産流通業も含めた水産業全体に拡大し、「水産物の安定供給の確保」、「水産業の健全な発展」の 2 つの基本理念の下に、

それぞれ再構築された。

こうした状況の中で、平成 13 年 6 月、農林水産政策研究所は、今後 10 年間に想定される農林水産研究の重点分野及び今後 5 年間ににおける重点課題のほか、発表研究成果数の目標等を定める「農林水産政策研究所研究基本計画（平成 13 年度～平成 22 年度）」を策定した。

農林水産政策研究所研究基本計画においては、農林水産政策が抱える様々な課題と政策展開の方向を踏まえ、1) 評価・食料政策に関する研究、2) 地域振興政策に関する研究、3) 国際政策に関する研究の 3 つの主要研究問題に区分して研究を推進することとしている。

1) 評価・食料政策に関する研究

評価・食料政策に関しては、農林水産政策の評価に関する研究、食料・農業・農村政策に関連した環境の評価に関する研究、食料の国際または国内需給の変動要因の解明と動向予測に関する研究、食料消費動向の解明及び食料消費政策に関する研究、並びに食料の生産から消費に至る供給システムの効率化及び安定化政策に関する研究を行う。

2) 地域振興政策に関する研究

地域振興政策に関しては、農林水産業の経営構造及び農林水産業経営の発展のための政策に関する研究、農山漁村の社会安定化及び農林漁業者の福祉増進のための政策に関する研究、農山漁村及び中山間地域等の経済の活性化政策に関する研究、農山漁村及び中山間地域等の資源の保全及び利用高度化のための政策に関する研究を行う。

3) 国際政策に関する研究

農林水産関係の国際政策に関しては、世界の主要国（地域）における食料・農業・農村の動向及び政策の展開方向に関する研究を行うとともに、これと連携をとりつつ、食料・農業・農村問題をめぐる国際関係の動向及びこれらの国際関係を規定する社会経済的要因を明らかにするとともに、これらに係る国際調整政策に関する研究を行う。また、世界における食料・農業・農村の動向及び政策の展開方向に関して、ヨーロッパ及びロシア地域、アメリカ・オセアニア地域及びアジア・アフリカ地域に区分して研究を行う。